

粕屋町福祉センター使用料

(単位:円/1時間)

区 分	通 常 期			冷 暖 房 期			収容 人数	面 積
	福祉 団体	町内	町外 企業	福祉 団体	町内	町外 企業		
1階 会議室 A	200	300	500	300	450	700	25人	37 m ²
1階 シルバー室	200	300	500	300	450	700	20人	48 m ²
1階 研修室 C	200	300	500	300	450	700	25人	37 m ²
1階 和室会議室	200	300	500	300	450	700	50人	80 m ²
調理 実習室	300	400	600	450	600	850	20人	48 m ²
中2階 和室(一室)	100	200	400	150	300	550	10人	27 m ²
中2階 和室(二室)	200	300	500	300	450	700	20人	54 m ²
2階 大広間 C	800	1,200	2,200	1,200	1,800	2,800	150人	130 m ²
2階 大広間 AB	1,000	1,500	2,800	1,500	2,250	3,500	400人	384 m ²
2階 研修室 A	200	300	500	300	450	700	50人	90 m ²

器 具 名	単位等	利用料	備考
カラオケ設備	1回	1,000	2階大広間C設置
ヘルストロン	20分以内	100	

(備 考)

- 1 冷暖房期とは、次のとおりとする。
 - (1) 冷房期 7月1日から9月30日まで
 - (2) 暖房期 12月1日から翌年の3月31日まで
- 2 福祉団体とは、粕屋町社会福祉協議会の構成団体を指す。
- 3 町内とは、次のとおりとする。

申請者(代表者)が町内居住者で、全入場者等に占める町内居住者の割合が50パーセント以上
- 4 町外とは、次のとおりとする。
 - (1) 申請者(代表者)が町外居住者
 - (2) 申請者(代表者)が町内居住者で、全入場者等に占める町内居住者の割合が50パーセント未満
- 5 企業とは、営利を目的とする事業所等をいう。
- 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなして計算する。
- 7 算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 8 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間も含むものとする。